会 議 録 (要 旨)

会 議 名	庁 議
開催日時	令和2年2月12日(水)午前8時57分~午前9時48分
開催場所	3 0 1 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者:市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、指導担当参事、議会事務局長、会計管理者欠席者:なし
議題	1 令和2年度武蔵村山市各会計予算について 2 武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針 (案)について 3 その他
結論	議題1:原案のとおり決定する。
(決定した方針、残された問題点、保留事項	
	議題2:原案を一部修正の上、決定する。
等を記載する。)	
	議題 3 : 特になし。  議題 1 令和 2 年度武蔵村山市各会計予算について (企画財務部財政担当部長説明) 「令和 2 年度武蔵村山市各会計予算案の概要」に基づき、一般会計を中心に説明する。 今回、下水道事業については、令和 2 年度から公営企業会計に移行することから、下水道事業の会計を二段書きとし、かつ下水道事業会計の予算額の算出方法を注釈として記載している。また、他の頁でも必要に応じて同様な記載としている。 1 頁は、平成 2 5 年からの「人口及び世帯数の推移」である。次に、2 頁「予算額等の推移」であるが、令和 2 年度の一般会計の予算規模は 29,154,492 千円で、前年度比 1,396,158 千円、5.0%の増で、規模としては多摩都市モノレール基金への積立てや、屋内運動場空調設備整備事業等の影響もあり、過去最大規模となっている。次に、3 頁の全会計の「当初予算額の推移」であるが、令和 2 年度については、46,345,990 千円で、平成 2 9 年度に次ぐ、過去 2 番目の規模となっている。次に、5 頁の「財政分析指数の推移」であるが、令和 2 年度当初予算時の公債費負担比率は 7.6%で、前年度比 0.3 ポイントの増、財

政力指数は 0.82 で、前年度比 0.01 ポイントの減、経常収支比率は 96.9%で、前年度比 0.3%の減となり、数値的には若干改善している が、依然として財政の硬直化の状況は続いている。自主財源比率は 41.3%、義務的経費比率は 56.2%、投資的経費比率は 5.6%となっている。

次に、6頁から8頁の「令和2年度予算編成方針」については、 昨年の10月に庁議決定された内容を掲載している。

次に、9頁の「令和2年度予算編成」の財政規模であるが、特別会計では、5会計を合わせた予算総額は、17,191,498 千円で、前年度比322,131 千円、1.8%の減となっている。全会計を合計すると、46,345,990 千円で、前度比1,074,027 千円、2.4%の増となっている。

次に、10頁の「一般会計歳入総括表」歳入予算の状況である。 令和2年度の1款 市税は、10,359,977千円で、予算における構成比 は35.5%、前年度比1.1%の増となっており、法人市民税や固定資 産税における国有資産等所在市町村交付金の減はあるものの、主に 個人市民税の納税義務者数の増や固定資産税における新増築家屋数 の増などによるものである。

2款 地方譲与税から8款 環境性能割交付金までについては、東京都からの見込み通知によるものである。

6款 法人事業税交付金は新設の款で、消費税率の引上げに合わせ、地方法人課税の偏在是正の観点から、法人事業税の一部を交付金として取り扱うこととし、令和2年度から歳入として見込めることから、措置したものである。

7款 地方消費税交付金は、昨年10月から消費税率の引上げによるもので、大幅な増として見込んでいる。

8款 環境性能割交付金は、消費税率の引上げに伴い、自動車取得税交付金に代わり環境性能割交付金となったものである。

- 11款 地方交付税は、国の地方財政資料や過去の交付税の交付額の実績等を勘案しての1.6%の増としている。
- 15款 国庫支出金及び16款 都支出金は、歳出連動としての普通建設事業費等の影響で共に増となっている。
- 19款 繰入金は、公共施設建設基金、財政調整基金等からの繰入額の減により、41.9%の減となっている。
- 22款 市債は、事業債である教育債の増、また臨時財政対策債では国の地方財政資料や実績を勘案し増加したことにより、15.9%の増となっている。

次に、12頁の「一般会計歳出総括表」は目的別歳出の状況である。

2款 総務費は、さいかち地区学習等供用施設の解体工事費や市制

施行50周年記念式典事務経費などの増により、前年度比31,986千円、1.2%の増となっている。

3款 民生費は、国民健康保険事業繰出金などの減があるものの、 障害者福祉費、児童委託運営費等の増により、前年度比 417,511 千 円、2.8%の増となっている。

5款 農林業費は、農業振興対策経費の都市農業活性化支援事業補助金などの増により、前年度比 17,278 千円、44.9%の増となっている。

6 款 商工費は、温泉施設換気設備修繕費等の増はあるものの、組織改正に伴う人件費の減により、前年度比 1,874 千円、0.9%の減となっている。

7款 土木費は、都市核地区土地区画整理事業繰出金等の減により、前年度比 139,335 千円、6.9%の減となっている。

9款 教育費は、小・中学校11校における屋内運動場空調設備設置工事費などの増により、前年度比1,051,899千円、35.1%の増となっている。

10款公債費は、元利償還金のうち、利子分は減となったが、元金の増により、0.3%の増となっている。

毎年度、臨時財政対策債の多額の借入により、市債残高が大きくなっていることから、今後とも事業債を含めた借入額と償還額の規模については、留意していく必要がある。

次に、13頁の「一般会計性質別歳出調書」について、区分の消費的経費のうち人件費は、会計年度任用職員報酬や一般職給料、手当などの増により3.9%の増、物件費は、人件費の増に伴う委託料などの増により0.5%の増、扶助費は、障害者福祉費や児童委託運営経費等の増により0.2%の増となり、予算規模としては依然100億円台となっている。

投資的経費のうち普通建設事業費は、雷塚公園雨水対策事業や小・中学校の施設整備事業費等の増により、74.2%の増となっている。

その他経費のうち積立金は、ふるさと基金積立金や多摩都市モノレール基金積立金などの増により、60.5%の増、繰出金は、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計繰出金の増はあるものの、国民健康保険事業特別会計繰出金や都市核地区土地区画整理事業繰出金の減により、5.2%の減となっている。

次に、14頁の「主な実施計画事業」であるが、予算化した実施計画事業は、合計で 146 件、4,616,431 千円であり、事業名及び内容については、15 頁から 26 頁までに記載している。

また、27頁の「実施計画事業以外の主な新規・充実事業」であ

るが、計画策定事業を中心に合計で15件となっている。

28頁の「債務負担行為」であるが、13事業となっている。

30頁の「地方債」であるが、全体で14項目、総額で1,230,219 千円となっている。なお、赤字地方債である臨時財政対策債は、国 の地方財政資料を参考として、本市の令和元年度発行可能額の3.6% 減として、932,219千円を見込んでいる。今後とも、地方債の起債に ついては、償還見込額とのバランスに留意しつつ財政運営を行って いく必要があると考えている。

次に、31頁の「基金」であるが、財政調整基金は、令和2年度の積立てについては、令和元年度同様、運用利息を除き編成上困難と判断した。令和2年度末現在高見込額は、1,254,016千円となる見込みである。

なお、「財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合」について、 令和2年度末においては9.0%となる見込みであるため、第六次行政 改革大綱に掲げる数値目標10%以上には、到達していない状況にあ る。今後とも第六次行政改革大綱の数値目標の達成に向けて、財政 運営を図っていく必要があると考えている。

公共施設建設基金の令和2年度末現在高見込額は1,396,361千円となる見込みである。現在、市有地売払収入を積み立ててはいるが、今後各施設の管理計画の進捗の中で需要額を捉えて、計画的に積み立てていく必要があると考えている。

33頁から37頁までは、「令和2年度各特別会計歳入歳出総括表」を記載している。

37項の「下水道事業会計」であるが、収益的、資本的という性質で区分し、それぞれ収入と支出を計上しているので留意いただきたい。

なお、本資料は、後日広資料として配布する予定である。 説明については以上である。

## (質 疑)

- 目次ページにある各会計予算案概要の注意書きに、「総費用」 という文言があるが、収益的支出と異なるのか。
- 収益的支出と総費用の意味は同じであるが、本予算案の下水道 事業の収益総額については「総費用」と定義している。他団体 でも同様の記載をしているが、分かりにくいようであれば、総 費用を収益的支出に変更する。
- 総費用の表記については、調整すること。
- 調整する。

(結果)

原案のとおり決定する。

議題2 武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針(案)について

## (環境担当部長説明)

武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針 (案)の策定趣旨及び策定経過について説明する。

本方針(案)については、平成30年1月に策定された一般廃棄物処理基本計画に掲げた施策である家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に当たり、市の基本的な考え方をより明確に示すために策定したものである。

一般廃棄物処理基本計画では、家庭ごみの有料化については、制度の目的や内容を丁寧に説明する期間を十分に設ける必要があることから、導入時期については令和4年度を目途に、家庭ごみ有料化の導入を目指すとされており、戸別収集については、検討を行うこととなっている。

そこで、「家庭ごみ有料化及び戸別収集」を具体化していくため、 令和元年9月19日に市長から、廃棄物減量等推進審議会に対し「家 庭ごみ有料化及び戸別収集導入への移行に係る実施方法」について 諮問を行った。そして、今般、具体的な実施方法の前段階として市 長に対し中間報告があったことから本方針(案)を庁議に諮り、基 本方針として決定したいと考えている。

策定の経過としては、学識経験者、各種団体及び公募市民の合計 10名で構成される廃棄物減量等推進審議会で令和元年9月から令 和2年1月までに4回の審議をいただき、報告されたものである。

なお、本方針(案)については、答申ではなく報告であるため、 委員名簿、会議経過は掲載していない。

本方針(案)の具体的な内容については、ごみ対策課長から説明 申し上げる。

## (ごみ対策課長説明)

武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針 (案) について説明

一説明省略一

## (質 疑)

○ 6ページの「4 実施の時期」について、令和4年度と記載されているが、令和4年4月から実施するのか。

- 年度当初から実施した場合、契約関係等に懸念があるため、具体的な実施月については、今後検討していく。他自治体では10月から実施しているところが多い。
- 7ページの「4 留意事項」について、市議会への報告とあるが、説明はしないのか。
- 令和3年9月に実施計画を策定する予定のため、その前に、市 議会に説明する機会を設けていただく予定である。

「市議会への報告」と記載されているところは、「市議会への 説明」に変更する。

- 条例改正の時期はいつ頃を予定しているのか。
- 実施計画策定後となるため、令和3年12月市議会定例会の際 に改正予定である。
- 料金や収集方法についての市民説明会は、条例改正後から実際 に家庭ごみ有料化及び戸別収集を導入するまでの間にも実施す るのか。
- 条例改正後にも市民説明会を実施し、ごみの出し方等の詳細について説明したいと考えている。
- 8ページの「5 スケジュールの概要」について、令和3年9 月の実施計画策定以降のスケジュールが記載されていないが、 家庭ごみ有料化及び戸別収集導入までのスケジュールは記載し なくて良いのか。
- 基本方針の段階では、実施月等で未定の部分が多いため、家庭 ごみ有料化及び戸別収集導入までのスケジュールを記載するこ とができない。

(結果)

原案を一部修正の上、決定する。

会議録の開示	☑開 示		
		(根拠法令等:	)
・非開示の別	□非 開 示	(根拠法令等:	)

庶務担当課

企画財務部 企画政策課(内線:374)

(日本工業規格A列4番)